

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（29）

2011年10月24日

松山地方裁判所 御中

被告「準備書面（2）」の『第3 単に原告らの思想、信条を述べているだけにすぎない』に対する反論

被告は、この『第3』の項において、原告「準備書面」の（8）と（9）への反論を述べているとする。

しかし、（8）への反論は全く述べてはいず、（9）への反論となっている。

では、被告は、（9）に対し、どのような反論をしているか？

被告は、次のように言う。

「原告らは、自らの思想、信条に少しでも反するかのような記述のある（A）扶桑社版歴史教科書や公民教科書を批判しているものであり、これらの教科用図書が歴史の事実を歪曲し、戦争を肯定・賛美、美化しているとした主張によって違法、無効であると原告らは主張する（原告らの準備書面（8）（9））。

〔略〕

これを一定の思想、信条により、偏った見方での歴史観に基づいて、批判される謂われはない。」（2ページ）

ここでも被告は、やはり、「原告の主張」なるものを、被告みずから勝手に作り上げた上で、その、捏造・歪曲したところの「原告の主張」に対して反論するという形を採っている。

私たち原告は、正面からの堂々とした論戦をこそ望んでいるのであって、被告のこのような姑息な反論に対しては、もはや、ため息しか漏れないが、このような反論ならぬ「反論」であっても、放置しておくことはできないので、簡潔に、批判・反論しておくこととする。

まず、原告が「準備書面（９）」で行ったことは、「自らの思想、信条に少しでも反するかのような記述を批判しているもの」でも、「一定の思想、信条により、偏った見方での歴史観に基づいて、批判」しているものでもないことは、「（９）」をただ、そのまま読めば、あまりにも明らかなことである。

敗戦直後、大日本帝国憲法下の「戦前日本」への批判・反省に基づいて、現在の日本国憲法と民主主義に基づく戦後日本国家をつくっていくにあたり、戦後国家は、その大きな妨げとなる「戦前教育」の批判的検討を行ない、その「除去」を敢行した。

原告は、上記（９）において、その「批判・除去」の対象となった「戦前の国定教科書」と、本件「扶桑社版教科書」との客観的比較・考察を行い、その結果としての、両者の「類似性」について述べているのであって、そこに、「自らの思想、信条」や、「偏った見方での歴史観」を開陳しているのではないことは、（９）における以下のタイトルを見ただけでも、一目瞭然だろう。

**本件教科書は、適切な教科書ではなく、
本件採択には、適切な教科書を採択する義務違反がある**

- 1、戦後教育方針は、戦前の反省にもとづき、軍国主義・国家主義を排除し、民主主義・平和教育を目指した
- 2、本件教科書は、戦争を肯定、賛美し、戦後教育方針に反している
- 3、軍国主義・国家主義の標本であった国定教科書と本件教科書との類似性
 - 3－1 本件教科書の軍国主義的（戦意高揚・戦争賛美）記述事例その1
 - 3－2 本件教科書の軍国主義的（戦意高揚・戦争賛美）記述事例その2
 - 3－3 本件教科書の国家主義的記述事例

そして、原告は、本文において、以下のような文章から初めて、その「類似性」を具体的に例示しているのである。

「3、軍国主義・国家主義の標本であった国定教科書と本件教科書との類似性

「つくる会」の目的に沿って編纂された本件教科書には、先に示した軍国主義・国家主義教育を除去するために回収なり墨で塗りつぶすなどの対象となったものと同質性、類似性のある記載が、次に例示的に示すように多数ある。」

したがって、被告は、本来ならば、ここで、原告が「適切でない教科書」の理由として挙げ、例示・立証した「（戦前）国定教科書と本件教科書との類似性」について反論・反証し、「本件教科書」が「適切で」あることをこそ主張しなければならないものである。

しかし、被告は、その具体的反証作業を全く試みることなく、上記のように、原告らは「原告らの思想、信条を述べているだけにすぎない」と、全く事実と反する主張を、臆面もなく行っているのである。

その理由は明らかである。

被告は、実は、冒頭に引用した「準備書面（２）」の中の（Ａ）において、以下のようなことを述べているのである。

「(そのような記述なのかは、被告らにおいて必ずしも明らかにできないが)」

被告は、扶桑社版歴史教科書等の「記述」について、具体的に検証し得る力がないこと、つまり、原告の、上記「例示・立証」に対して、反論・反証し得ないことを、ここで、正直に告白しているのである。

このように、被告は、原告「準備書面（９）」に対する具体的反論・反証を全く行っていないのであるから、被告が、「準備書面（９）」における原告の主張と、その立証を結果的に認めたことになることは、言をまたない。

また、被告は、同じく、この「準備書面（２）」の『第３』のなかで、

「事実を歪曲等することは論外であるが」（２ページ）

と述べている。

原告も全く同様に考えるものであるが、原告は、本件・扶桑社版教科書のなかの「誤り・歪曲箇所」を具体的に例示した書面を、すでに、第２回公判以前に提出している（証拠甲４５号証）。

被告は、「事実を歪曲することは論外である」との一般論をしたり顔で述べるのではなく、原告から被告自身に具体的に突きつけられている本件教科書の「誤り・歪曲」の問題について、堂々と正面から答弁していただきたい。

以上